

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市左京五丁目3番地の1

奈良市総合福祉センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条大路一丁目9番10号

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

会長 福井 重忠

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市総合福祉センター条例第5条（第3号及び第4号を除く。）、第9条、第14条及び第16条に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市総合福祉センター（みどりの家歯科診療所及びみどりの家はり・きゅう治療所を除く。）の利用承認及び利用制限に関すること。
- (3) 奈良市総合福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市紀寺町580番地の2

奈良市子ども発達センター

2 指定管理者の所在地及び名称

生駒市元町二丁目14番8号

社会福祉法人宝山寺福祉事業団

理事長 辻村 泰範

3 指定管理者の指定の期間

開館の日から平成29年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市子ども発達センター条例第3条（第2号を除く。）に規定する事業の実施に
関すること。
- (2) センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市東寺林町38番地

奈良市ならまちセンター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二条大路南一丁目1番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市ならまちセンター条例第5条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市ならまちセンター市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市ならまちセンター市民文化ホールの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市高畠町600番地の1
入江泰吉記念奈良市写真美術館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二条大路南一丁目1番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 入江泰吉記念奈良市写真美術館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の駐車場の供用に関すること。
- (4) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (5) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市鳴川町32番地の1

奈良市音声館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二条大路南一丁目1番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市音声館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市音声館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市音声館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市高畠町1083番地の1
名勝大乗院庭園文化館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市高畠町1096番地
株式会社奈良ホテル
代表取締役社長 大橋 幸之助

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市名勝大乗院庭園文化館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 名勝大乗院庭園文化館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 名勝大乗院庭園文化館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市三条宮前町7番1号

なら100年会館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二条大路南一丁目1番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) なら100年会館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) なら100年会館（駐車場を除く。）の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) なら100年会館（駐車場を除く。）の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市脇戸町3番地

奈良市杉岡華郵書道美術館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二条大路南一丁目1番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市杉岡華郵書道美術館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市杉岡華郵書道美術館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市二条大路南一丁目3番1号
奈良市美術館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二条大路南一丁目1番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市美術館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市美術館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市美術館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市右京一丁目1番地の4

奈良市北部会館市民文化ホール

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二条大路南一丁目1番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市北部会館条例第5条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市北部会館市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市北部会館市民文化ホールの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市中登美ヶ丘三丁目1994番地の10

奈良市グリーンホール

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市鶴舞東町1番79-101号 鶴舞保育園内

グリーンファミリー

会長 [REDACTED]

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市グリーンホール条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市グリーンホールの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市グリーンホールの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市都祁白石町1133番地

奈良市都祁交流センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二条大路南一丁目1番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市都祁交流センター条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 交流センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 交流センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市法蓮町1702番地の1

奈良市ボランティアセンター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条大路一丁目9番10号

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

会長 福井 重忠

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市ボランティアセンター条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市ボランティアセンターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市ボランティアセンターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

種別	名称	所在地
野球場	奈良市鴻ノ池球場	奈良市法蓮佐保山四丁目3番1号
	奈良市緑ヶ丘球場	奈良市奈良阪町2851番地
体育館	奈良市中央体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目1番3号
	奈良市中央第二体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目6番1号
	奈良市南部生涯スポーツセンター体育館	奈良市杏町467番地の1
	奈良市西部生涯スポーツセンター体育館	奈良市中町4860番地
陸上競技場	奈良市鴻ノ池陸上競技場	奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号
屋外プール	奈良市青山プール	奈良市青山三丁目2番地
屋内プール	奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール	奈良市中町4860番地
庭球場	奈良市柏木コート	奈良市柏木町255番地の1
	奈良市黒谷コート	奈良市中町2877番地
	奈良市平城第一コート	奈良市左京二丁目1番地
	奈良市平城第二コート	奈良市朱雀二丁目12番地
	奈良市青山コート	奈良市青山三丁目2番地
	奈良市佐保山コート	奈良市佐保台二丁目902番地の374
	奈良市鴻ノ池コート	奈良市法蓮佐保山四丁目9番1号
	奈良市西部生涯スポーツセンターコート	奈良市丸山一丁目905番地
	奈良市南部生涯スポーツセンターコート	奈良市杏町467番地の1
球技場	奈良市柏木球技場	奈良市柏木町255番地の1
	奈良市黒谷球技場	奈良市中町2877番地
	奈良市平城第一球技場	奈良市左京二丁目1番地

	奈良市平城第二球技場	奈良市朱雀二丁目 12 番地
	奈良市中ノ川球技場	奈良市芝辻町 556 番地の 1
	奈良市奈良阪球技場	奈良市奈良阪町 1367 番地
	奈良市登美ヶ丘球技場	奈良市北登美ヶ丘一丁目 1761 番地の 2
	奈良市西部生涯スポーツセンター球技場	奈良市丸山一丁目 905 番地
	奈良市南部生涯スポーツセンター球技場	奈良市杏町 467 番地の 1
ゲートボール場	奈良市西部生涯スポーツセンター ゲートボール場	奈良市丸山一丁目 1079 番地の 238
多目的コート	奈良市南部生涯スポーツセンター 多目的コート	奈良市杏町 467 番地の 1
クラブハウス	奈良市西部生涯スポーツセンター クラブハウス	奈良市丸山一丁目 1079 番地の 238

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市都祁白石町1161番地

奈良市都祁体育館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二条大路南一丁目1番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市左京五丁目3番地の1

奈良市ならやま屋内温水プール

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条大路一丁目9番10号

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

会長 福井 重忠

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

種別	名称	所在地
庭球場	奈良市都祁生涯スポーツセンターコート	奈良市都祁馬場町846番地の5
球技場	奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場	奈良市都祁馬場町846番地の5
多目的コート	奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート	奈良市都祁馬場町846番地の5
クラブハウス	奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス	奈良市都祁馬場町846番地の5

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二条大路南一丁目1番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関する事。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

種別	名称	所在地
武道場	奈良市中央武道場	奈良市法蓮佐保山四丁目1番2号
	奈良市中央第二武道場	奈良市法蓮佐保山四丁目6番3号
弓道場	奈良市弓道場	奈良市法蓮佐保山四丁目6番2号
相撲場	奈良市鴻ノ池相撲場	奈良市法蓮佐保山四丁目8番9号

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二条大路南一丁目1番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市八条一丁目814番地の4

奈良市八条コミュニティスポーツ広場

2 指定管理者の所在地及び名称

八条第二自治会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成28年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) スポーツ施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市阪原町25番地の1

奈良市青少年野外活動センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市阪原町25番地の1

特定非営利活動法人奈良地域の学び推進機構

理事長 上中信幸

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市青少年野外活動センター条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市元興寺町44番地

奈良市ならまち格子の家

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二条大路南一丁目1番1号

ならまち格子の家指定管理者コンソーシアム

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恒之

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成28年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市ならまち格子の家条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市ならまち格子の家の利用制限に関すること。
- (3) 奈良市ならまち格子の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市針町345番地

奈良市針テラス情報館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二条大路南一丁目1番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市針テラス情報館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市針テラス情報館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市針テラス情報館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市陰陽町7番地

奈良町からくりおもちゃ館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市薬師堂町31番地

特定非営利活動法人からくりおもちゃ塾奈良町

理事長 鎌田道隆

3 指定管理者の指定の期間

開館の日から平成29年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良町からくりおもちゃ館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良町からくりおもちゃ館の利用制限に関すること。
- (3) 奈良町からくりおもちゃ館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市阿字万字町1番地の1
なら工藝館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二条大路南一丁目1番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) なら工藝館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) なら工藝館の個展展示コーナーの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) なら工藝館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市針ヶ別所町1025番地

奈良市都祁農畜産物処理加工施設

奈良市都祁農林水産物処理加工施設

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二条大路南一丁目1番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 加工センターの利用届の受理及び利用制限に関すること。
- (2) 加工センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市学園大和町一丁目187番地
西部公民館学園大和分館

2 指定管理者の所在地及び名称

[REDACTED]
学園三碓地区自治連合会
会長 [REDACTED]

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 西部公民館学園大和分館の事業の実施に関すること。
- (2) 西部公民館学園大和分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 西部公民館学園大和分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市高樋町640番地の1

南部公民館精華分館

2 指定管理者の所在地及び名称

高樋町自治会

会長 [REDACTED]

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 南部公民館精華分館の事業の実施に関すること。
- (2) 南部公民館精華分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 南部公民館精華分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市東九条町318番地

南部公民館東九条分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市東九条町318番地

東九条町自治会

会長 [REDACTED]

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 南部公民館東九条分館の事業の実施に関すること。
- (2) 南部公民館東九条分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 南部公民館東九条分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市北永井町508番地の2
南部公民館明治分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市北永井町508番地の2
明治地区自治連合会

会長 [REDACTED]

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 南部公民館明治分館の事業の実施に関すること。
- (2) 南部公民館明治分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 南部公民館明治分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市四条大路南町1番22号
三笠公民館大安寺西分館

2 指定管理者の所在地及び名称

[REDACTED]
大安寺西地区自治連合会
会長 [REDACTED]

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 三笠公民館大安寺西分館の事業の実施に関すること。
- (2) 三笠公民館大安寺西分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 三笠公民館大安寺西分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

奈良市議案第130号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市横田町336番地の1

田原公民館横田分館

2 指定管理者の所在地及び名称

田原地区自治連合会

会長 [REDACTED]

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 田原公民館横田分館の事業の実施に関すること。
- (2) 田原公民館横田分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 田原公民館横田分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市水間町989番地の1
田原公民館水間分館

2 指定管理者の所在地及び名称

[REDACTED]
水間町自治会

会長 [REDACTED]

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 田原公民館水間分館の事業の実施に関すること。
- (2) 田原公民館水間分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 田原公民館水間分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市杣ノ川町698番地

田原公民館杣ノ川分館

2 指定管理者の所在地及び名称

杣ノ川町自治会

会長 [REDACTED]

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 田原公民館杣ノ川分館の事業の実施に関すること。
- (2) 田原公民館杣ノ川分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 田原公民館杣ノ川分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市富雄北二丁目2番8号
富雄公民館元町分館

2 指定管理者の所在地及び名称

[REDACTED]
富雄公民館元町分館管理協議会
会長 [REDACTED]

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 富雄公民館元町分館の事業の実施に関すること。
- (2) 富雄公民館元町分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 富雄公民館元町分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市興ヶ原町349番地の1

柳生公民館興ヶ原分館

2 指定管理者の所在地及び名称

興ヶ原町自治会

会長 [REDACTED]

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 柳生公民館興ヶ原分館の事業の実施に関すること。
- (2) 柳生公民館興ヶ原分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 柳生公民館興ヶ原分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市邑地町451番地の4

柳生公民館邑地分館

2 指定管理者の所在地及び名称

邑地町自治会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 柳生公民館邑地分館の事業の実施に関すること。
- (2) 柳生公民館邑地分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 柳生公民館邑地分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市丹生町847番地

柳生公民館丹生分館

2 指定管理者の所在地及び名称

丹生町自治会

会長 [REDACTED]

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 柳生公民館丹生分館の事業の実施に関すること。
- (2) 柳生公民館丹生分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 柳生公民館丹生分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 伸川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市北野山町724番地

柳生公民館北野山分館

2 指定管理者の所在地及び名称

北野山町自治会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 柳生公民館北野山分館の事業の実施に関すること。
- (2) 柳生公民館北野山分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 柳生公民館北野山分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市法蓮町291番地の3

若草公民館佐保分館

2 指定管理者の所在地及び名称

若草公民館佐保分館運営委員会

委員長 [REDACTED]

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 若草公民館佐保分館の事業の実施に関すること。
- (2) 若草公民館佐保分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 若草公民館佐保分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市須川町776番地

興東公民館東里分館

2 指定管理者の所在地及び名称

[REDACTED]
東里地区自治連合会

会長 [REDACTED]

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 興東公民館東里分館の事業の実施に関すること。
- (2) 興東公民館東里分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 興東公民館東里分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市下狭川町3109番地の2

興東公民館狭川分館

2 指定管理者の所在地及び名称

狹川地区自治連合会

会長 [REDACTED]

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 興東公民館狭川分館の事業の実施に関すること。
- (2) 興東公民館狭川分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 興東公民館狭川分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市大平尾町471番地

興東公民館大平尾分館

2 指定管理者の所在地及び名称

大平尾町自治会

会長 [REDACTED]

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 興東公民館大平尾分館の事業の実施に関すること。
- (2) 興東公民館大平尾分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 興東公民館大平尾分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市西木辻町200番地の67

春日公民館西木辻分館

2 指定管理者の所在地及び名称

八軒町自治会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 春日公民館西木辻分館の事業の実施に関すること。
- (2) 春日公民館西木辻分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 春日公民館西木辻分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市大安寺四丁目4番34号
春日公民館大安寺分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市大安寺四丁目4番34号
大安寺地区自治連合会

会長 [REDACTED]

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 春日公民館大安寺分館の事業の実施に関すること。
- (2) 春日公民館大安寺分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 春日公民館大安寺分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市南京終町七丁目554番地の3

春日公民館済美南分館

2 指定管理者の所在地及び名称

[REDACTED]
済美南地区自治連合会

会長 [REDACTED]

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 春日公民館済美南分館の事業の実施に関すること。
- (2) 春日公民館済美南分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 春日公民館済美南分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市二名一丁目2400番地の4
二名公民館二名分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二名一丁目2400番地の4
二名地区自治協議会
会長 [REDACTED]

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 二名公民館二名分館の事業の実施に関すること。
- (2) 二名公民館二名分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 二名公民館二名分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市西登美ヶ丘五丁目3番9号
二名公民館西登美ヶ丘分館

2 指定管理者の所在地及び名称

[REDACTED]
二名公民館西登美ヶ丘分館運営協議委員会
委員長 [REDACTED]

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 二名公民館西登美ヶ丘分館の事業の実施に関すること。
- (2) 二名公民館西登美ヶ丘分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 二名公民館西登美ヶ丘分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市平松一丁目24番1号

京西公民館平松分館

2 指定管理者の所在地及び名称

平松一丁目自治会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 京西公民館平松分館の事業の実施に関すること。
- (2) 京西公民館平松分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 京西公民館平松分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市あやめ池南一丁目7番62号

伏見公民館あやめ池分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市あやめ池南一丁目7番62号

あやめ池地区自治連合会

会長 [REDACTED]

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 伏見公民館あやめ池分館の事業の実施に関すること。
- (2) 伏見公民館あやめ池分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 伏見公民館あやめ池分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市歌姫町1094番地

平城公民館歌姫分館

2 指定管理者の所在地及び名称

歌姫町自治会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 平城公民館歌姫分館の事業の実施に関すること。
- (2) 平城公民館歌姫分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 平城公民館歌姫分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市白毫寺町58番地の2

飛鳥公民館白毫寺分館

2 指定管理者の所在地及び名称

白毫寺町連合自治会

会長 [REDACTED]

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 飛鳥公民館白毫寺分館の事業の実施に関すること。
- (2) 飞鳥公民館白毫寺分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 飞鳥公民館白毫寺分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市佐紀町3089番地

都跡公民館佐紀分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市佐紀町3089番地

佐紀中町自治会

会長 [REDACTED]

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 都跡公民館佐紀分館の事業の実施に関すること。
- (2) 都跡公民館佐紀分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 都跡公民館佐紀分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市四条大路五丁目2番44号
都跡公民館尼辻分館

2 指定管理者の所在地及び名称

[REDACTED]
都跡地区自治連合会
会長 [REDACTED]

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 都跡公民館尼辻分館の事業の実施に関すること。
- (2) 都跡公民館尼辻分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 都跡公民館尼辻分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。